

短期社債等に関する業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(短期社債等の範囲)</p> <p>第 8 条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 13 条第 1 項の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものであり、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、機構の振替業において取り扱う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 一般振替機関の監督に関する命令</u> (平成 14 年内閣府・法務省令第 1 号。以下「一般振替機関監督命令」という。)</p> <p><u>第 38 条第 2 項に規定する短期外債</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(特定合併、新設分割、吸収分割及び営業譲渡の場合における加入者集会に関する事項)</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p>2 加入者集会の招集、決議その他これに関する事項は、この章の規定によるほか、法第 34 条から第 39 条まで及び<u>一般振替機関監督命令</u>第 23 条から第 31 条までの規定により取り扱う。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(短期社債等の範囲)</p> <p>第 8 条 機構は、次に掲げる有価証券のうち、法第 13 条第 1 項の規定に基づき機構が当該有価証券の発行者の同意を得たものであり、かつ、次項に掲げる要件に該当するものを、機構の振替業において取り扱う。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特定合併、新設分割、吸収分割及び営業譲渡の場合における加入者集会に関する事項)</p> <p>第 63 条 (略)</p> <p>2 加入者集会の招集、決議その他これに関する事項は、この章の規定によるほか、法第 34 条から第 39 条まで並びに<u>一般振替機関の監督に関する命令</u>(平成 14 年内閣府・法務省令第 1 号)第 23 条から第 31 条までの規定により取り扱う。</p>

短期社債等に関する業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規記録手続きにおける通知事項)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p><u>2 短期外債に関する前項第 1 号の規定の適用については、同号中「商法第 304 条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」とする。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(短期社債等の内容の公示方法等)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 短期外債に関する前項第 6 号の規定の適用については、同号中「商法第 304 条の規定により」とあるのは「発行者が合同して」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(新規記録手続きにおける通知事項)</p> <p>第 10 条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(短期社債等の内容の公示方法等)</p> <p>第 30 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>